

令和元年第4回潟上市議会臨時会会議録（1日目）

○開 会 令和元年11月15日 午前10:00

○閉 会 午前10:58

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	産 業 課 長 佐 々 木 涉
学校教育課長 山 田 敬 輔	幼児教育課長 櫻 庭 仁

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 児 玉 亮 悦
----------------	-----------------



令和元年第4回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和元年11月15日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第68号 潟上市観賞温室及び花の広場設置条例（案）について

日程第 4 議案第69号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和元年第4回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日は令和元年第4回臨時会を開催しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

審議に先立ち、提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、潟上市観賞温室及び花の広場設置条例（案）の制定につきましては、秋田県花き種苗センターの統合に伴い市へ移管される施設について、これまでどおり花きを観賞する機会を提供し、観光振興に資することを目的として、条例を制定するものであります。

次に、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について申し上げます。

先の全員協議会でご説明致しました、令和2年4月から外部委託する4つの業務委託について、令和4年度までの債務負担行為の限度額を定めるもの、秋田県花き種苗センターの統合に伴い市へ移管される施設について、維持管理に伴う補正予算を提出させていただいたものでございます。

この後、担当部長より説明させますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、11番伊藤正吉議員、12番藤原典男議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審議の結果、本日1日と

したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定致しました。

【日程第3、議案第68号 潟上市観賞温室及び花の広場設置条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第3、議案第68号、潟上市観賞温室及び花の広場設置条例(案)についてを議題とします。

議案第68号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長(櫻庭春樹) おはようございます。

それでは、第4回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第68号、潟上市観賞温室及び花の広場設置条例(案)について。

潟上市観賞温室及び花の広場設置条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月15日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、花きを観賞する機会を提供し、観光産業の振興に資することを目的として、潟上市観賞温室及び花の広場を設置するため、条例を制定するものがございます。

なお、本施設は、先の全員協議会で協議していただきました、秋田県が潟上市に譲与する予定であるブルーメッセあきた内の観賞温室、花の広場及び附帯施設等でございます。

12月1日には譲与される予定でございますので、本臨時会において本条例案を議決いただき、公の施設として設置するものがございます。また、今後の予定でございますが、隣接している潟上市昭和地域農業総合管理施設及び潟上市昭和高齢者ふれあい館を本施設の構成施設に組み入れ、仮称ではございますが、道の駅しょうわとして一括した管理が行えるよう計画しております。

詳細につきましては、今後随時ご報告致しますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

それでは、条例の主な内容についてご説明申し上げます。

次のページをお願い致します。

はじめに第1条でございますが、設置の目的及び住所を規定しております。目的につ

きましては、先ほどの提案理由と同様でございます。住所につきましては、鴻上市昭和豊川竜毛字山の下1番地6でございます。

続いて第2条でございますが、本施設を構成する各個別の施設を規定しております。

続いて第3条でございますが、第2条で規定している構成施設について、指定管理者による管理ができるものとしております。

続いて第4条でございますが、指定管理者が行う業務を規定しております。

最後に第5条及び第6条でございますが、指定管理者の管理基準及び委任規定についてでございます。

なお、本条例は、令和元年12月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 条例制定については異論はございませんが、1個だけお尋ねしたいと思います。

ブルーメッセあきたの愛称はそのままという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ブルーメッセあきたという愛称につきましては、広く県内外に知れ渡っておりますので、このまま愛称として使わせていただきたいと思います。

○議長（西村 武） よろしいですか。ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 先般全員協議会で説明をいただきましたけれども、12月1日より県からの譲渡があって、即この予算化をしてあの施設を維持管理するということで、全くもって県の日程は、先の資料を見ると平成28年度の年度当初には既にもう市の方にいろいろな件のことについて検討を要請されて、その年の12月に緊急的な質問もあったりしておいて、もう既に3年以上の経過をして、初めて先般の全員協議会で説明をしたと。そしてもう今日の臨時会でこの条例を提案されると、あまりにも何ていいますか、途中の抜けた、結果だけ求めざるを得ない。県の進行状況に合わせ、途中の過程はほとんど報告もなく、あるわけです。さらにこの条例を設置することについて、指定管理制度を用いるということで、指定管理者を決めてやるということで、じゃあそれは指定管理の費用はどのくらいかかるのか、そういうふうな詳細にわたったものについてはないわけです。単純に条例を議会の承認を得て施行すれば、12月1日に施行すれば、そのまま県とのもう話し合いができてるので、もう何も市民としての意見を述べる機会もなくなる

わけで、この辺について当局は本当に、どのように考えて今後の運営にかかわっていくのか。当初から既に、まあ先般の全員協議会でも、温室を維持管理するには20度の温度を冬期間保持しなければいけないと、その燃料代等もあるわけですから、そういう意味では、何ていいますかね、あまりにも早すぎるといいますか、まあ内部では検討されていると思いますけども、その辺のことについてももう少し説明をいただければと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの戸田議員のご質問にお答え致しますが、確かに今回、28年度から県からこういうお話があって、これまでの経過についてはこの間の全員協議会でお話しさせていただいたとおりでありまして、今ここにきまして全員協議会でお話し、そして本日このように条例案、予算を出させていただいたところでありまして、そして、今ちょっと誤解があるのかなと思って聞いていたんですが、今回のこの設置条例の中にあります指定管理者に関する部分、これは公の施設の設置条例を制定する場合に必ずこのできる条項ということで示してございます。ですが、この間の全員協議会でお話しましたとおり、残り今年度の4カ月、それから向こう1年につきましては、指定管理という形ではなくて、この部分については市で管理していくということでお話をさせていただいたところでありまして、それに伴って今回の条例並びに予算も、直接指定管理料ということではなくて、直接管理していくという予算になっておりますので、誤解のないように宜しくお願い致します。この間、全員協議会でお話したとおりでございます。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） そういうふうな説明をされるわけなんですけども、それは結果論をあなた方が私たちに提示するだけの話で、イエスかノーかを突きつけるというふうなことになるわけで、その辺のところはどうも納得のいかない、緊急的避難的なそういう措置なんだと、こういうやり方では私はあまり理解ができない。そのことは全員協議会で質問するよりも、私どもが当局からの説明を聞いて理解をいただくというだけの話のようなんですけども、その辺のところは、どうしてももう県からの要請があってそのとおりやらざるを得ないというふうなことだと思うんですよ。そういうところをどういうふうに考えているのか。その辺の思いが私はちょっと当局のですね伝わってこない、そういうことを言ってるんです。市長は、この件についてどういうふうに考えているのか、先般の全員協議会の中で話したこと以上はないと思いますけども、もう少し具体的に市民に

訴えるようなことがあれば、昭和地区のブルーメッセがなくなるというふうな話は当初から出ておったわけですから、それに対応するのに3年もかかるなんていうことは、県議会ではもう既に予算化されて通ってるということで、もうそれを覆すことはできないということでしょうけども、市として考えるべきことは、これ以上、これ以外もうなかつたということであれば、まあやむを得ざることかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

28年度当初から県との折衝が本格化していたことは、今ご指摘のとおり、我々が説明したとおりであります。それを、まあ今、戸田議員はそういうおつもりでご発言されていたわけではないと思いますが、何も県から示されたものを100%、我々が100%うのみにしてやっていたわけではなくて、市としてどういう対応をするべきなのか。で、県の方は県の方でご対応があり、そして県の方は県の方で県議会がありというご対応があつて、ただし、県と市が別にそこは我々が一致していたのは、ブルーメッセというのは湯上市、特に昭和地区においては思い入れのある観光施設であり、地域の憩いの場でもあるので、それをどのようにすればいい形で維持管理できていき、そして発展していけるかというようなことでした。例えばですが、観賞温室は別として、温室のあつた普通の温室の部分は、我々は県の方から要請があつて、その譲渡には最初応じなかつたわけです。それはなぜかという、やはり我々にとってもかなり急な話で、あそこ全体の位置であるとか今後の展開ということは、我々としては市議会、市民の方々のご意見も入れないと、到底その用途がないうちに我々としては受け入れることはできないと。まあ例えばであります。で、県の方も、それであれば時間をかけて、今現在そうですが、これからも協議していきましょうということになったわけです。で、時間的な流れの中で、まあ県という一方においては相手があつて県議会があつて、我々には当然市の利益、市の市民の利益、そして市議会の方々への説明というものがある中で、確かに見方によってはタイトになったり、少し急な話になったりという印象はおありになるかもしれません。ただ我々としては、市のため、市の利益のために何が一番いいのかということは念頭に置きながら、それでも議会の皆様には、我々はその段階においてご報告できることはご報告し、そしてご意見いただけるところはいただきながら進めてきたつもりではありますけれども、ただ、これに関してもまだまだ不十分であるというご指摘であれば、

今後このような事案が発生した場合は、また我々としては議会の方ともご協議させていただきながらやらせていただければと思っております。で、我々としては、今回の件につきましては、現在ある中で仮にベストではないにしても我々が置かれてる状況の中では最もベターなものは何かと。で、秋田県、私が考えることは潟上市のその市民の幸せ、そして発展なわけですが、我々は我々のみであるのではなくて、県というものもあって我々が存在するし、当然日本国があって我々が存在するということもそのとおりです。ですから、相手があってですので、そこのあたりは我々としても相手の置かれている立場であるとか、そういったものも十分に理解した上で進めてきたつもりであります。ですので、また今後、先ほど申し上げたとおり、残りの今、県の用地として残すものではありますが、そこは住所地は潟上市であります。で、あそこはまたブルーメッセの隣接地でありますので、先般の議会でもいろいろなご意見、佐藤義久議員等からご意見が出てまいりました。そういったものも参考にしながら、あそこの一帯をこれからどうしていくのか。そして我々がこれから負担しなければならないものも結構なものになってまいりますので、そこの部分は経営としてどのようにしていけばいいかということも指定管理者とも相談の上、進めさせていただければと思っております。

縷々戸田議員の方からご指摘があった部分について、我々が反省すべき点はきちんと反省していきながらも、ただ今回のものにつきましては、先般の全員協議会でご説明したとおりでございますし、我々が今ある中で、先ほど申し上げたとおりベターなものをご提案させていただいてるものであります。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決され

ました。

【日程第4、議案第69号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第4、議案第69号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてを議題と致します。

議案第69号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案第69号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年11月15日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第6号）の1ページをお願い致します。

議案第69号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,576万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億1,554万5,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表、債務負担行為補正について申し上げます。

先の全員協議会で協議していただきました会計年度任用職員制度の導入に伴う外部委託について、債務負担行為を設定するものでございます。

包括的業務委託は、期間が令和2年度から令和4年度までの3年間で、限度額が5億1,083万7,000円でございます。学校給食調理等業務委託は、令和2年度から令和4年度までの3年間で、限度額が2億9,935万8,000円でございます。認定こども園・保育所給食調理等業務委託は、令和2年度から令和4年度までの3年間で、限度額が5億677万5,000円でございます。放課後児童クラブ運営業務委託は、令和2年度から令和4年度までの3年間で、限度額が4億1,002万5,000円でございます。

5ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

19款1項1目繰越金は1,576万5,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

歳出予算について申し上げます。

7 款 1 項 2 目観光費は1,576万5,000円の追加で、12月1日に県から譲与される予定のブルーメッセあきた内にある観賞温室と花の広場の管理運営に係る経費でございます。

11節需用費は1,032万2,000円の追加で、燃料費及び光熱水費でございます。

13節委託料は544万3,000円の追加で、観賞温室と花の広場の樹木等保守管理委託料及び施設保守管理委託料でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 全員協議会の中でも債務負担行為についていろいろ質問あったと思いますが、1.5倍の額だというふうなことで、私自身はこんなに大きい額なのかというふうなことね、1.5倍というふうなことをこう思っておりましたけれども、まず3点にわたってお聞きしたいと思います。

債務負担行為については、今まで市の方でもいろいろ取り組んできたと思うんですが、業務の関係ね。で、主な債務負担行為、どのようなものがあったのかというふうなことがまず1点目です。

それから、2点目については、最近の、最近ですよ、最近の債務負担行為を行った中で、予算、まあ予定した額と、それから決算の関係ではどれくらいの比率でね、結果的に落ち着いたのか、そこら辺の最近のこの状況、例えば1.3倍予定したけれども1.1倍ぐらいで済んだとか、まあ同額だったとか、そこら辺の最近のその状況について、ある一例をとりながらちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、4月1日からやりますと、あと12、1、2、3というふうなことで4カ月しかありませんけれども、この業務を請け負ってくれる業者が出てくるのかって、そこら辺の見通しはどのように考えているのか、取り組みも含めて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまの質問にお答えします。

1点目の債務負担行為が今までどのようなものに設定していたかということだと思いますけども、過去には電算システム更新事業とか、鞍掛沼公園3施設の指定管理料とか、都市公園6施設の指定管理、もう一つはブルーメッセあきた3施設の指定管理料などが主なものであります。

あと2つ目としましては、最近で債務負担行為を設定した額で、結果的に増えたのか

足りなくなっただのかのその比率でございますが、最近でいいますと電算システム更新委託料というのがありました。それが当初債務負担行為を設定した額、限度額であります。6億1,680万円に対しまして結果的に4億2,189万6,000円で済んだという実績があります。それで大体当初から比べますと約30%ぐらい低めになっている現状もあります。

あと3番目の、それのこの債務負担行為を請け負ってくれる業者の見通しあるかといいますけれども、これはある程度、こちらも見積もりとかももらってる業者も1件おります。あとそのほかにも何件かあるようには認識しております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 大体わかりましたけれども、債務負担行為1.5倍というふうにごう決めたあれですね、何ていうんですか、根拠というか、そこら辺、今までのものとは全然違うと思うんですけれども、1.5倍というふうにごう用意した、用意しなければいけないというそういうふうな根拠、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまの再質問にお答えします。

会計年度任用職員制度というのは今回まず初めて導入されるものでありまして、包括的な民間委託等、過去に実績がないことから、一応会計年度任用職員が1.35倍、現状の人員費の1.35倍を会計年度任用職員に導入した場合は考えております。で、民間委託の場合、過去に実績がないことから、余裕を見まして1.5倍ということに、これはあくまでも限度額ということでありまして、何とぞご理解お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） いいですか。ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 先に1.5倍までの部分を債務負担行為として計上してる話で、まあ今回の臨時会に出されたわけですけれども、ここ4つの委託関係の債務負担行為の総額は17億1,600万円ほどということによろしいですか。そうすると、年間、まあ3年ですから5億7,000万円ほどのオーバーワークになるということで、ここまではいかないにしても、当初予算における、一般会計の当初予算における人員費の割合というのは、この部分がもろにプラスされて、現状からどれくらいのオーバー額になるのか、来年度予算ですよ、来年度予算。そうすると人員費比率が何%くらい上がるんだという計算をされておるかどうか、その辺のことについて教えていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまの質問にお答えします。

この4施設、4契約ですが、17億円ぐらいになりますけども、そのうち人件費としましては、包括的な業務委託としまして人件費だけで1億7,000万円くらいになるということでもあります。あと、給食調理員が人件費としましては9,100万円程度、200万円程度、あとは、これは学校の給食調理員が9,200万円程度、それから、こども園・保育所等の人件費が5,800万円程度、あと放課後児童クラブ運營業務の人件費が1億3,300万円程度と見込んでおります。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 4つの業務委託に関しての人件費は1億7,000万円、9,200万円、5,800万円、1億3,300万円とありますが、トータル出せばいいんですけども、これは3年間の部分ですか、それとも1年分ですか。多分1年分だと思います。そうすると、それに伴う人件費比率がどれくらい上がるのかということです、来年度予算について。そこをひとつご説明いただきたいと思います。まあシミュレーションしてるとは思いますけどもね。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

先ほど言ったのは単年度の人件費でありまして、それに対してどのくらい上がるのかというのは、今の段階ではまだ契約してませんのではつきりまだつかんでおりません。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） まだつかんでない、契約がされてないということでございますので、まあ確かにそういうことでしょう。しかしながら、1.5倍でなくて1.35であればですよ、その部分の段階での人件費比率がどういうふうになるのか、そのくらいは出してるんじゃないかと思うんですけども、1.5ということは、本来市民感情からするとちょっと考えられないというふうなことが、一般市民からの声ではですよ、あります。そういうことをひとつ宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 答弁必要なんでしょう。栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、先ほど来1.5倍という

ころで皆様からいろいろご質問いただいているわけでございます。我々としましては、まず今回この包括的な業務委託等につきましては、まず初のことであるということ、それから、これが会計年度任用職員に移行した場合には1.35倍を想定しているということで、我々としましても、できる限りそこを越えないようなところで進めていきたい。なおかつ、同一労働同一賃金となった場合のその業務については、ここは会計年度職員の業務ではないという判断をしながら今回業務委託という方向にかじを切ったわけでございますので、そのところは、この先のことを考えながらも何とかその辺のところ収めていきたいというふうに考えております。しかしながら、先ほど説明しておりますとおり1.5というものをもって来たということは、まず確実にこう今回成立させるためということでございますので、相手を決定するためということでご理解いただきたい。また、さっき総務部長が説明しましたけれども、過去においても6億円のもの最終的に4億円に、限度額6億円のもの契約した段階で4億円ということもございまして、そういうこともあるんだということをご理解いただきたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 6億円が4億円になったという話は、まあ電算機の話ですから、これは世の常としてそのレベルのもの以外のものではない。ただし、介護のためのその福祉施設に対する援助、支援、県とともに、国とともにやった場合の一生当たりの債務負担行為は、全額そのままだったという例もあるわけです。それを比較論としてはちょっとお話ししておきたいと思うんです。

以上です。終わります。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 先日の全員協議会で縷々説明いただきました。おおむね理解をしていますが、なおかつ今日、同僚議員からこのとおりの債務負担行為17億幾らというものに対して1.5倍というもののベースの基本的な考え方云々が出るということは、コンピューター等々とか例えば指定管理者以前のものもこうですよ。しかしながら一方においては、当局の説明は、今回は初物だから、初めてのケースですから云々ということで、どうもその論理の整合性からいってもいかがかなと。チェックする側からいきますとですよ。で、問題は、なぜこういうふうな議論を我々議決機関が、議員が皆さんに望むかといいますと、全協のときも、国の働き方改革というものがベースにあるんですが、併せ

て、このとおり地方財政も非常に厳しいと、国も当然そうなんです。だとすれば、少なくとも来年度中に予算構成、予算編成するときには財政効率と、財政効率という点からね、我々もやはりそれを危惧するんですよ。恐らくみんなそうだと思いますよ。少なくとも財政効率をよくしていくと、まあできれば今までの人件費よりも抑えた形、あるいはまた同じぐらいでいければこれは理想的なんだけれども、しかしながら1.5倍と聞いただけでも少なくともかなりやはり違和感を覚えるというのは、私はやはり議員感覚からいくと率直なところかなというふうに思います。したがって、それに対して、いや、そうじゃないんだよと。限られた財政150億円の中で、どういうふうな効率運営、予算編成するんだということの少しはやはりこう掘り下げた形の答弁を、それぞれ私は期待してると思うんです。で、今私も、財政効率上を今後少なくとも限られた財政がそれ以上硬直化しないように、圧迫しないように、どういうふうなことを考えて、例えばコンペにしてもいいし、プロポーザルにしてもいいし、やっていくんだということのちょっと踏み込んだことをお示ししていただければ、我々も議決機関としては「あっ、そうか」と、最大の努力をしてるんだなということに理解できるのかなというふうに思います。で、一方においては、やはりね業者は一つは見積もり見てきたとか、あとはその状況だとかという、非常にやはり確定的なものは出せないという事情もわかりますけれども、まあどちらでもとれるような、3カ月後、4カ月後にはスタートするにもかかわらず、非常にその何ていうかな、はっきりしない要素というかね、これはやはりお金も絡むし、プロポーザルする段階で、この段階で明らかにできないこともあるかもしれない。しかしながら一方においては、1.5倍の金額だけは17億何ぼ、これは明らかになってるわけですよ。で、相手も当然、商売ですから、その部分さ照準合わせてくるし、今のこの情報社会の中で知り得ないはずもない。だからコンピューターが3割減なったんでこれもという論は、私はやはり無理、かなりね無理があるんじゃないかなというふうに思いますから、財政効率上どういうふうなことをいま一度踏み込んで、皆さんの心配にこたえていきますよと、そして市民にもきちんとかたえていきますよというふうなことを、できればもうちょっと踏み込んでお示しできないかなというのが私の質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

おっしゃること、ごもっともということがまず一方にあって、今1.35というのは、こ

これは副市長から答弁あったとおり、国の同一賃金同一労働等、そういった働き方改革の中で出てきたものであります。そして、これは国の、まあ法律は国ですから、法律が制定したことに伴う1.35倍という、この1.35も実際はいろいろあるわけですが、あつて、その部分については、現在、まあ担当省庁は総務省ですが、においても、そこは法律でそのような負担を地方自治体にかけるのであるから、その分についてはそれ相応の交付金等での措置は十分に考えてるということは、先般の国会の総務委員会の中で高市総務大臣からの答弁にもあったとおりであります。で、一方において、そういったことで我々、私も市長会に参加させていただいてる身として、そういったものは国について要望していく。そしてそれは一つあるということでありまして、もう一方においては、この1.35ならず1.5であるということ。で、ここの部分はなかなか理解しがたいとか、わかりづらい、私も一方において身を引いていくと、1.5倍かかるんだたらどうかなというのはこれはもう市民感情だなと思うわけです。で、この1.5にしたその厳密なる根拠というものは、探していくとそれはないであろうと思います。で、一つあるのは1.35は確実に増やし増しになっていく。で、この債務負担行為の限度額というのは、これは私が考えるこの地方自治法の考え方でいうと結構重たいものでありまして、仮に我々これから精査をかけて、そして一番我々が財政的にも効率的なものでプロポーザル等かけてまいります、これはここでお約束しておきますけれども、そういった手続をとらせていただきますけれども、この限度額を超えるということはもうあつてはならないことでもあります。で、一方においては、4月1日には確実に行わなければいけない事務事業であることも確かです。ですから、ある意味、議員の皆様方にとってみれば、もう石橋の上をたたいて渡ってるような感じがすると思うんです、この1.5という数字を見ただけで。私もそうだなと思いました。ただ、これを踏み越えていくことは絶対にならぬという我々事務方の決意表明がまず一つであつて、さらには、その1.35というのは通常会計年度任用職員がやっても通常かかるかかり増しであるといった場合に、どこあたりが我々としての、議会、そして市民の方々に対する限度額のいわゆるお約束になるのかということを考えてわけです。で、まあ相談も私にありまして、まあ1.4という数字も当然ありますし、で、1.6という数字も一方においてはある。ただ、我々としては、先ほどの参考にはならないと言われた電算システム等の債務負担行為のこともありましたが、まあそんなのは参考にならない、おっしゃるとおりで、で、それはそれだと。ただ、今回はそれを超えていくか、1.35をやすやすと超えていかれたらどうするんだと

いう話にもなった。それで我々が今できる、我々が行政機関として許される間で情報収集してみた結果として、で、1.5は超えることはなかろうというようなことの中で我々はその額を設定していったるわけです。ですから、この額は確かにこの額の範囲の中でやらしてくださいという、市民の皆様、そして議会の皆様に対するお願いなわけで、ただし一方においては、我々はそのに自ら議会とのお約束の中で縛りを入れていき、そしてこれからこの部分が一番堀井議員からのご指摘があったところですが、プロポーザルにしても契約のやり方にしても、それは我々が一番税金として投入する量が減るような形で全力を挙げてやってまいりたいと思っておりますし、さらには、我々としてはこの分の、今、来年度予算が本格化してまいります。また、12月議会、3月議会と議論をお願いしたいわけですが、その中においても、我々としてはその部分は精査の上でやっていかねばならないということだと思っております。ですので、この部分、なかなかこう理解しがたい部分というのは、まあ市民感情的には私も十分理解できますが、こういった行政組織というのは、これまで例もあったとおりのことなんですけれども、それはそれとして、今回のことについて我々この限度額をすべて使っていいのだという思いの中で執行するつもりは到底ありません。ですが、我々としては、そのルールとしてはもう限度額を踏み越えてはならないという中での縛りということをここに一度設定させていただきませんかというお願いも含めてでございます。

どうぞこの件、なかなか理解しづらいもので、答弁もなかなか歯切れの悪いもので申し訳ないとは思っておりますが、どうぞこの件、我々としてもこれから、まあそれこそさっきはベターでしたがベストを尽くして事務執行に当たって行って、結果こうなりましたというご報告も、まあ皆さんからそれはそれでよかったかなと思えるような形でやらせていただきたいと思っておりますので、何とぞ何とぞご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今、藤原市長が思いを込めてね、もうぎりぎりの答弁されたなということで、その部分において私も了解したいというふうに基本的に思いますが、法律事項だと、高市総務大臣が云々かんぬんという話まで出ました。で、一方においてプロポーザルという方式は、まあ私もプロでないんですが、浅知恵ですが、例えば1.35と1.5と、その、まあ1.5あるわけですが、先ほどの数字をちょっと精査してみますと、もうたちまち7,000万円、8,000万円、場合によっては1億円ぐらいのお金が浮いてきま

すよ。簡単に1億円弱といいますが、今のやはり財政事情、本市のね見た場合に、やはり相当の財源なんです。そこらも含めて、プロポーザルというのは提案型ですから、我が市もやはりすべて向こうの側じゃなくして、こちらもやはりある意味で毅然として、財政のかかわるものですから、1.35という国のベースのお示しがあると、法律上のものもあるということをおっしゃったわけですから、少なくともそれ以上は、まあ極端な話、1円たりともプロポーザルの提案も我々は精査させていただきますよという姿勢をやはり我々と約束する。それがイコール、少なくとも財源の節約のうちになるし、効率的な財源運営という具現化になるだろうと、私はそう思いますよ。したがって、今答弁の中で聞いた分でもよくわかりましたけれども、恐らく3カ月、4カ月後にはその行為、途中あるわけですから、どうかひとつ1.35、まあ結果的に超えなかったねと。やはり本会議場で、臨時会で当局も説明したし、我々議員もかなり熱を入れて議論した、その成果だねと言えるような結果を残していただきたいと思います。で、1.35ということは、今市長おっしゃったとおり国の方針として出てきてるわけですから、総務省がね。だからそこを超えないというふうなことのさらなる知恵を出して、そしてプロポーザルというひとつの手続、手順の中で決定していくと。で、これはやはりスタートが大事ですよ。これ3年やりますと、また向こう今度5年ベースとかって来ますから、最初のスタートが増えることはあっても下がることはあり得ません。社会の原理からいって。ですから、今ここで初物であるがゆえに、我々も財政が伴うという側面があるがゆえに、ちょっとくどいようですがそのことを、議員感覚というものは市民感覚ですよ、申し上げてるといいますから、先ほど市長がおっしゃったとおり、そのことをひとつきちっと遵守できるように最大限の努力を望んで、私の質問終わりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 観光費についてご質問させていただきたいと思います。

先ほど産建の部長さんからは、ブルーメッセという名称は全県的にも売れているので残していくということでしたが、同僚議員の質問に、市長はやや消極的な発言であったと思います。まあ観賞用の温室についても燃料費がかかるやの話だったかと思いますが、この施設は昭和地区だけの思い入れでもないし、県の思い入れでもって完成した、でき上がったものですので、その点、秋田県の観光地としての位置づけを十分心に据えて進めていっていただきたいなど。県有地に関しても積極的に利用方法を提案しながら

進めてもらえばありがたいなと思いますので、この点について宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

私の理解がもし間違っていれば、もう一度すいませんが質問をお願いします。いわゆる残ってる県有地としてある部分についてもということでもよろしかったですか。

○10番（佐藤義久） 全体的に。

○市長（藤原一成） 全体的に。

○10番（佐藤義久） はい。

○市長（藤原一成） 全体的に。もちろんそちらの、今、県有地で残っている、残すであろうそちらのいわゆる温室の部分については、これからも県と協議を重ねていって、まあ潟上市としてどういうふうな方向性がいいのかというのは、当然議会の皆様とも議論させていただきながら決めていきたいというふうに考えています。

それと、全体的にというのは、当然あそこは県の方でやられている部分もあったわけですし、そしてその中には昭和地区の方々の熱い思いがあって、県はあそこに多分ああいった施設を置かれたんだろうと思っています。で、そういった思いは十分私としても、まあこれからも勉強させていただきながらやらせていただきたいですし、先般のNHKの視聴率のいい番組でも昭和豊川地区の方は注目を浴びたなんていうこともあります。ということは、時代によってその使命も少しずつ変わっていくし、市民の方、県民の方が望まれることも少しずつ変わっていくのだらうと思っています。一方においては、古い、今までのいにしえ築いていただいた方の思いは大切にしつつも、そういった今の方々にとってどういうものがふさわしいかということも、当然その中には議論の中に入ってくるだろうと思います。そのことにおいては、この、いつも申し上げてることなんです、県内最小の面積の市にあって道の駅を2つ持ち得てるということは、まあ例がないんですね。ということは、やはり我々としては、ひとつは観光資源として、ひとつは市民の憩いの場として、さらにはその地域の方々の思いの場として、やはり我々はどういうものをつくり上げていくかということはきちんと後世に残していかなくちゃいけない。その古い方々、今までの方々が築き上げてきたという思いの中で、先ほどうちの産業建設部長が申し上げたとおり、ブルーメッセあきたというそういう先人がつくられた、もう定着している名称については継承させていただくと。そして、その名前にこういったものが時代としてふさわしい施設になっていくかということは、これから私

たちがご提案申し上げ、そして議会の皆様方からご提案いただきながら、そしてご議論いただきながら市民に提案していくということだと思います。我々としてはそういう思いは、決してあそこにかかっている思いというのは、この今回の行った来たということはありませんけれども、決して軽んずるつもりも当然ありませんし、ますますこれから、ひょっとしたらあの地が重きを置かれる地になっていけるような、価値を増すような方向で考えていかなければならないと思っています。ですので、今までもご提案がありましたが、またこれからも佐藤義久議員はじめとして皆様方から様々なご提案をいただきながら、あの地の活性化に努めてまいりたいと思います。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ご答弁、ありがたいご答弁だったと思いますけども、ひとつひっかかるのは、ブルームッセという言葉の由来と伺いますか、意味づけと伺いますか、この点ご理解いただいていることでしょうか。執行部の当局で。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） これはもう一度きちんと調べさせていただきますが、私がブルームッセに行ったときに私が看板等で読んだのは、ブルームというのには花が咲く、そしてメッセというのには市場、人が交わる賑わいという意味だと理解しております。そういった、花が咲き誇り、人が賑わいがある場所にしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 正解でした。ブルームはドイツ語で花、メッセは展示というか市場と伺いますか、ことですので、根幹揺るがないような施設運営をひとつ目指していただきたいと思います。宜しくお願いします。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて議了致しました。

これをもちまして、令和元年第4回潟上市議会臨時会を閉会します。

---

午前10時58分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

令和 年 月 日

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 伊 藤 正 吉

〃 署名議員 藤 原 典 男